

「サラマンカ宣言」[2]

我々は以下のことを信じて宣言する。

- ・すべての子どもが教育への権利を有しており、満足のいく水準の学習を達成し維持する機会を与えられなければならない。
- ・すべての子どもが独自の性格、関心、能力および学習ニーズを持っている。
- ・こうした幅の広い性格やニーズを考慮して、教育制度が作られ、教育計画が実施されるべきである。
- ・特別な教育ニーズを持つ子どもたちは、そのニーズに対応できる、子ども中心の教育実践を行なう普通学校にアクセスしなければならない。
- ・インクルーシブな方向性を持つ普通学校こそが、差別的な態度と闘い、喜んで受け入れられる地域を創り、インクルーシブな社会を建設し、万人のための教育を達成するためのもっとも効果的な手段である。さらにこうした学校は大多数の子どもたちに対して効果的な教育を提供し、効率性をあげて結局は教育制度全体の経費節約をもたらすものである。

We believe and proclaim that:

- ・ every child has a fundamental right to education, and must be given the opportunity to achieve and maintain an acceptable level of learning,
- ・ every child has unique characteristics, interests, abilities and learning needs,
- ・ education systems should be designed and educational programmes implemented to take into account the wide diversity of these characteristics and needs,
- ・ those with special educational needs must have access to regular schools which should accommodate them within a childcentred pedagogy capable of meeting these needs,
- ・ regular schools with this inclusive orientation are the most effective means of combating discriminatory attitudes, creating welcoming communities, building an inclusive society and achieving education for all; moreover, they provide an effective education to the majority of children and improve the efficiency and ultimately the cost-effectiveness of the entire education system.

インクルーシブ教育を求めて・目次

「サラマンカ宣言」[2] ————— 006

はじめに ————— 008

1. インクルーシブ教育原則が公認された!? ————— 012

1 — 歴史的な日!? ————— 012

2 — 政府答弁：「国際的潮流はインクルージョン」 ————— 014

2. インクルーシブ教育の出発 ————— 017

1 — 「サラマンカ宣言」が採択される ————— 017

(1) 訳語をどうするか ————— 017

(2) 「サラマンカ宣言」とは ————— 018

(3) 「サラマンカ宣言」の原則 ————— 018

(4) 「サラマンカ宣言」の意義 ————— 020

(5) 原則的で、しかも具体的、実践的な
「行動のための枠組み」 ————— 021

2 — 「サラマンカ宣言」以後 ————— 025

3. ついに障害者権利条約が制定、採択される ————— 028

1 — 国際障害者年から25年 ————— 028

2 — 議論を呼んだ作業部会草案 ————— 028

3 — インクルーシブ教育原則に執念を燃やしたCSIE ————— 030

(1) 修正案を出す 2004年8月の見解 ————— 030

(2) 分離型学校教育に明確に反対 ————— 032

(3) 「分けるな」を言い続けるCSIE ————— 034

(4) 粘り強く議長修正案に修正を提起 ————— 036

(5) 条約採択に賛成を表明 ————— 037

(6) 権利条約全体を読む ————— 038

4. 特別支援教育からインクルーシブ教育へ ————— 041

1 — 外務省仮訳の大問題 ————— 041

2 — インクルーシブ教育に向けた取り組み ————— 042

終わりに ————— 045

付1 「障害児の権利促進」(2007年10月) ————— 047

付2 条約比較(「障害者権利条約」の審議過程とCSIEの対応) ————— 049

付3 「サラマンカ宣言」と「同・行動のための枠組み」 ————— 057